

## 第 1 回 契約変更の内容

契約年月日	令和 7 年 4 月 9 日
契約業者名	(株)佐藤建設工業
契約業者の住所	群馬県渋川市小野子 1 8 3 9 番地 2
工事の名称	R 6 中原沢・堂沢砂防堰堤工事用道路工事
工事場所	群馬県吾妻郡草津町前口地先及び草津地先
工事種別	一般土木工事
工事概要	変更なし
工期 (自)	令和 7 年 5 月 1 5 日
工期 (至)	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
変更前の契約金額	1 1 6 , 4 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変更金額	+ 1 , 8 5 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変更後の契約金額	1 1 8 , 3 4 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変更理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和 7 年 3 月 から適用する公共工事設計労務単価の変動による変更</li><li>・ 令和 7 年度における国の公共工事の代価の前金払の特例措置による変更</li></ul>

## 契約変更の内容(第4回変更)

契約変更年月日	令和8年3月24日
契約業者名	(株)佐藤建設工業
契約業者の住所	群馬県渋川市小野子1839番地2
工事の名称	R6中原沢・堂沢砂防堰堤工事用道路工事
工事場所	群馬県吾妻郡草津町前口地先及び草津地先
工事種別	一般土木
工事概要(変更した内容について記述する)	<p>【前口地区】 中原沢 約L=190m、堂沢 約L=250m</p> <p>道路土工</p> <p>掘削工 約3,700m<sup>3</sup></p> <p>路体盛土工 約1,230m<sup>3</sup></p> <p>路床盛土工 約840m<sup>3</sup></p> <p>法面整形工 約3,140m<sup>2</sup></p> <p>残土処理工 1式</p> <p>舗装工</p> <p>下層路盤工 約1,050m<sup>2</sup></p> <p>砕石舗装工 約180m<sup>2</sup></p> <p>法面工</p> <p>植生工 約3,130m<sup>2</sup></p> <p>防護柵工(Gr) 約50m</p> <p>排水構造物工</p> <p>U型側溝 約730m</p> <p>管渠工 約30m</p> <p>集水柵 11基</p> <p>U型側溝(材料) 約200m</p> <p>側溝蓋(材料) 約370枚</p> <p>伐木除根工 約1,700m<sup>2</sup>(処分約560m<sup>3</sup>)</p> <p>【草津地区】</p> <p>道路土工</p> <p>掘削工 約1,500m<sup>3</sup></p> <p>転石破砕 約1,150m<sup>3</sup></p>
工期(自)	令和7年5月15日
工期(至)	令和8年3月31日
変更前の契約金額	118,349,000円(税込)
変更金額(増)	56,650,000円(税込)
変更後の契約金額	174,999,000円(税込)
変更理由	<p>【前口地区】</p> <p>1. 道路土工</p> <p>ICT建機を使用するための衛星捕獲数を確保できないことが判明し、従来型建設機械による施工としたため、掘削工(ICT)・路体盛土工(ICT)・路床盛土工(ICT)・法面整形工(ICT)を変更する。土質試験の結果、道路土工には不適な盛土材であることが確認されたため、場外搬出とし必要量を搬入としたため、変更(増工)する。</p> <p>2. 舗装工</p> <p>現地踏査及び土質試験の結果、当初予定していた現地発生土での施工に支障が生じ、冬期のコンクリート舗装を取り止めたため変更(減工)する。</p> <p>3. 法面工</p> <p>現地踏査の結果、当初想定していなかった軽石層の露出により法面保護とした植生マットの必要が生じたため、変更(増工)する。</p> <p>4. 排水構造物工</p> <p>道路管理者との協議の結果、県道側溝への接続の必要が生じたため変更(増工)する。</p> <p>5. 共通仮設工(前口地区)</p> <p>1) 準備費について、現地踏査の結果、県道への安全対策を含む伐採範囲の見直しが生じたため、変更(増工)する。</p> <p>2) 技術管理費について、ICT活用工事の推進及び工事施工に必要な調査・資料等、効率化に要する費用を変更(増工)する。</p> <p>3) 事業損失防止費について、水道管が埋設していることが確認されたため試掘等の調査費を追加する。</p> <p>4) 営繕費について、快適トイレ設置に伴う協議に伴い必要経費を追加する。</p> <p>【草津地区】</p> <p>6. 道路土工</p> <p>現地踏査の結果、転石破砕量の見直しが生じたため、変更(増工)する。</p> <p>7. 仮設工</p> <p>現地踏査の結果、転石破砕範囲の見直し等により、敷き鉄板の配置数量の見直しが生じたため変更(増工)する。</p> <p>8. 共通仮設工(草津地区)</p> <p>1) 安全費について、火山ガスに対する協議に伴い安全費を追加する。</p> <p>2) 現地踏査の結果、転石破砕(圧砕機)以上の転石があり、撤去方法を含めた検討のため埋設管等の支障物調査を行う必要が生じたため、事業損失防止費を追加する。</p> <p>9. 工期</p> <p>工期は、第3回変更とおりとする。</p>